

泉大津市と株式会社M i Lとの包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社M i L（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで、子育て支援及び食育を通じた健康増進に資する取組を創出するとともに、乳幼児及び子育て世帯にやさしい「ベビーフレンドリー」なまちづくりを推進し、これらの取組を通じて本市の魅力を発信することにより、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子育て支援及び子育て環境の充実に関すること
- (2) 乳幼児期からの食育を通じた健康増進に関すること
- (3) シティプロモーション及び移住定住の推進に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

(協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年10月23日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 東京都港区南青山4-13-9 クレセントヒルズ3F
株式会社M i L
代表取締役社長

杉岡 侑也